令和５年度 青少年赤十字活動助成要項

日本赤十字社島根県支部

１．趣　旨

　青少年赤十字加盟校（以下「加盟校」という）における青少年赤十字活動の充実振興を図るために、助成を行う。

２．申請対象校

島根県内の加盟校（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援）

３．申請について

　日本赤十字社島根県支部（以下「支部」という）が行う活動助成の公募に対し、助成を受けようとする加盟校は所定の「申請書（様式１）」および「収支計画（様式２）」に必要事項を記載の上、**令和５年６月９日（金）までに**支部に申請する。

４．活動助成の対象費目

青少年赤十字活動における以下の費目を対象とする。

①会議費　②交通費　③資機材購入費　④図書・資料購入費　⑤消耗費　⑥その他

５．活動助成金額

１校（園）あたり **15,000 円 を上限**とする。

６．活動助成決定までの流れ

①　当該支部管内の加盟校からの申請を受付。

②　支部事務局にて申請内容を精査し、助成および助成金額を決定。

※申請校が多数の場合は、申請いただいた金額を全額交付できない場合があります。また、内容により交付できない場合がありますので予めご了承ください。

③　助成金交付を決定した学校には、速やかに支部事務局から決定通知を送付する。

７．報告について

助成を受けた加盟校は、**「活動記録（様式３）」および「精算書（様式４）」を記載の上、令和６年２月 23 日(金)までに支部に提出すること（※必ず領収書〈コピー可〉を添付し、学校長印を押印すること）。**

※活動記録に記載いただいた内容および写真は、広報活動に使用させていただく場合があります。

※事業実施の際は、青少年赤十字ワッペンの着用および青少年赤十字助成金による活動である旨の明示や広報をお願いします。

※令和５年度の事業に用いるようお願いします。また、活動に関係のない活用は認めておりません。

８．申請・報告・問い合わせ先

日本赤十字社島根県支部　事業推進課　青少年赤十字事務局

〒690-0873　島根県松江市内中原町 40　　TEL:0852-21-4237　FAX：0852-31-2411